

小田原市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託に係る 公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

本要領は、「小田原市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託」を実施するに当たり、最も適した委託先を選考するために実施するプロポーザルの内容について、必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 件名

小田原市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託

(2) 業務内容

別紙「小田原市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託仕様書」のとおり

(3) 契約期間

契約締結の日から令和2年（2020年）3月31日まで

(4) 契約時の仕様書の策定

企画・提案内容の仕様書への反映等については、小田原市（以下、「市」という。）と協議を行い、仕様書を調整のうえ、契約を締結するものとする。

3 委託上限金額

5,104,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

提案内容にかかわらず、この金額を超える提案は無効とする。

4 参加資格要件

次の要件を全て満たす者とする。なお要件の基準日は、書類提出日とする。ただし、備えるべき要件を欠く事態が生じた場合には失格とする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

(2) 小田原市暴力団排除条例第2条第2号、第4号又は第5号に該当する者でないこと。

(3) 市若しくは、他の地方公共団体又は国から指名停止を受けていないこと。

(4) 高齢者福祉、介護保険事業に精通し、過去5年間に、国または地方公共団体が実施した、高齢者実態調査、介護保険利用者等調査、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の業務について実績があること。

(5) プライバシーマーク又はISO27001/ISMS認証同等の認証を取得していること。

(6) 「かながわ電子入札共同システム」において小田原市競争入札参加資格者名簿に登録されていること。

(7) 法人税（個人事業者にあつては所得税）、消費税、地方消費税、事業税及び都道府県民税並びに市町村民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。

5 審査方法

公募型プロポーザル方式によることとし、小田原市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託プロポーザル審査委員会（以下、「審査会」という。）が審査する。

6 審査スケジュール

別紙「プロポーザル審査スケジュール」のとおり

7 参加表明手続

次の通り書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申込書（様式1）：1部
- ② 誓約書（様式2）：1部
- ③ 法人概要がわかる会社案内等の資料（任意様式）：1部
- ④ 業務受託実績書（様式3）及び契約書※の写し：1部
※契約書について、開示できない情報は黒く塗りつぶして提出すること。
- ⑤ プライバシーマーク又は ISO27001/ISMS 等の認証取得を証する書類の写し：1部
- ⑥ 国税及び地方税の滞納がないことが確認できる書類：1部

(2) 書類の提出方法等

① 提出方法

郵送又は持参にて提出すること。なお、郵送で提出する場合は、封筒の表面に「小田原市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託公募型プロポーザル参加申込書在中」と朱書きし、必ず「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかで提出すること。

② 提出先

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地
小田原市福祉健康部高齢介護課高齢者福祉係 久松宛

③ 受付期間

募集開始から令和元年（2019年）9月10日（火）まで（郵送の場合は同日午後5時必着）。持参の場合は、市役所の閉庁日を除く、午前8時30分から午後5時15分まで。

(3) 参加資格要件の確認結果

令和元年（2019年）9月12日（木）までにプロポーザル方式参加資格審査結果を通知する。

8 説明会

本プロポーザルに関して説明会は実施しない。

9 質問と回答

質問がある場合は、質問書（様式4）を電子メールにて提出すること。なお、送信後には電話連絡でその旨連絡すること。

(1) 受付期間

令和元年（2019年）9月2日（月）午後5時まで

(2) 提出先メールアドレス及び連絡先

korei@city.odawara.kanagawa.jp

メールのタイトルは「小田原市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託公募型プロポーザル質問書」とすること。

小田原市福祉健康部高齢介護課高齢者福祉係 久松 電話 0465-33-1841(直通)

(3) 質問への回答

令和元年(2019年)9月5日(木)までに市ホームページに回答を掲示する。

10 提案書の提出

参加資格要件の確認の結果、参加資格を有すると認められた者から、次の通り提案書を受け付ける。

(1) 提出書類

次の書類をA4規格のフラットファイルに綴じたもの : 正本1部、副本8部

- ア 提案書表紙(様式5)
- イ 提案書本書(任意様式)
- ウ 実施体制調書(様式6)
- エ 見積書(任意様式)

(2) 提案書の記載事項

提案書には次の事項を盛り込むこと。

- ア 工程表(実施スケジュール、作業の具体的な進め方等)
- イ 分析項目・分析方法・報告項目・報告書の様式等の提案
- ウ 調査票等の作成及び送付についての工夫
- エ 回収率向上のための工夫
- オ 個人情報保護のための配慮(個人情報の管理等)
- カ データの入力・集計・分析を迅速かつ正確に実施するための工夫
- キ 前回調査と今回調査の連動に関する提案
- ク その他、実施に当たっての貴法人独自の工夫

(3) 提案書作成上の注意事項

- ア 仕様書に基づいて作成すること。
- イ 業務実施に当たり、仕様書に関わらず、より効果的で合理的な実施方法に関する提案がある場合等は提案書に盛り込むこと。
- ウ 提案書は、1者1提案とする。

(3) 見積書の記載事項

見積書には、人件費、間接経費など必要な経費は全て計上し、見積金額の積算根拠を明示した内訳明細を記載又は添付すること

(4) 書類の提出方法等

① 提出方法

郵送又は持参にて提出すること。なお、郵送で提出する場合は、封筒表面に「小田原市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査業務委託公募型プロポーザル提案書在中」と朱書きし、必ず「書留」「簡易書留」「特定記録」のいずれかで提出すること。

② 提出先

〒250-8555 神奈川県小田原市荻窪 300 番地
小田原市福祉健康部高齢介護課高齢者福祉係 久松宛

③ 受付期間

令和元年（2019 年）9 月 18 日（水）まで（郵送の場合は同日午後 5 時必着）。持参の場合は、市役所の閉庁日を除く、午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。

11 プレゼンテーション審査

(1) 実施日時

令和元年（2019 年）10 月 1 日（火）、市が応募者ごとに指定した概ね 20 分間。（その他に質問時間 10 分程度。）

(2) 実施場所

小田原市役所本庁舎内（小田原市荻窪 300 番地）

※実施時間、詳細な場所については、令和元年（2019 年）9 月 20 日（金）に別途通知する。

(3) 注意事項

- ① プレゼンテーション審査の発表を行う者が、受託した場合の担当者となる実施体制をとること。また、出席者は最大 3 名までとする。
- ② スクリーン、電源 2 口、マイク 1 本、プロジェクターは用意するが、その他 PC 等必要なものがある場合は提案者が用意すること。
- ③ 当日のプレゼンテーションは、提出した企画提案書の内容とする。

12 選定方法

(1) 委託業者の選定・審査方法

公募型プロポーザル方式とし、審査会の委員が、提出された企画提案書等の内容及びプレゼンテーション・ヒアリング等について審査する。各審査員の評価点の合計を総合評価点とし、総合評価点の最も高い者を優先交渉事業者とし、総合評価点が 2 番目に高い者を第 2 位優先交渉事業者とする。この場合において、最高総合評価点取得者が複数いる場合は、見積金額の低い応募者を上位とする。見積金額が同額の場合は、くじ引きを行う。なお、応募者が一者だった場合は、各審査員の評価した評価点の平均が 60 点未満である場合を除き、当該応募者を優先交渉事業者とする。

(2) 評価基準

大分類	小分類	配点
業務の実施体制	当該業務に関連する法令等について理解し、遵守が見込まれるか	20 点
	十分な知識と経験を有する者を配置し、連絡・相談体制が整っているか	
	適正な工程管理が提案されているか	
	個人情報の保護について十分に理解し、対応しているか	
調査対象者への配慮	高齢者に見やすい、理解しやすいデザインの調査票を提案しているか	30 点
	図表等を用い、見やすく、理解しやすい報告書の作成を提案しているか	
	各印刷物の校正について柔軟な対応が見込まれるか	
調査結果の分析・比較・提案	調査結果を多面的な視点で分析する提案をしているか	30 点
	圏域ごとの特徴を把握しやすい分析方法等を提案しているか	
	課題解決に向けた方策や今後の事業展開等の提案があるか	
積算額	妥当な根拠に基づいて積算し、過度・過小な積算をしていないか	10 点
	必要な経費は全て計上されているか	
加点項目	本事業と同類業務の実績（対象人口規模・件数）	5 点
	独自の工夫がなされている提案か	5 点
合計		100 点

(3) 最低基準

各審査員の評価した評価点の平均が 60 点以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない提案者は選定の対象としない。

(4) 業者選定結果通知

令和元年（2019年）10月上旬（予定）に優先交渉事業者を各応募者へ通知するとともにホームページに掲載する。

13 参加資格の喪失

次のいずれかに該当するときは、本プロポーザルに参加できない。また、提案書は無効とする。

- (1) 提出物に虚偽の記載が判明したとき。
- (2) 所定の日時及び場所に提案書を提出しないとき。
- (3) 「4 参加資格要件」に規定する要件を満たさなくなったとき。
- (4) その他、本プロポーザルの公平性を害する行為をしたとき。

14 その他

- (1) プロポーザルに係かる費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提案募集に参加する者は、優先交渉事業者決定後において、この要領等の内容について、不明または錯誤等を理由に異議を申し立てることはできない。
- (4) 市は、提出された書類について、提出者に無断で本プロポーザルの目的以外には使用しない。
- (5) 市は、提出された書類について、「小田原市情報公開条例」の規定による請求に基づき第三者に開示することがある。
- (6) 参加手続後に参加を辞退する場合は、その旨を明記した文書（任意書式）を提出すること。